

小樽市公の施設の指定管理者に関する条例施行規則

制 定 平成15年12月24日規則第78号

最近改正 平成18年7月18日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例(平成15年小樽市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人等としての条件)

第2条 条例第2条第1項後段の規定により付する法人等(同項前段に規定する法人等をいう。以下同じ。)としての条件は、それぞれの公の施設の設置目的、関係法令の規定その他の理由により必要と認めるもののほか、法人等(法人以外の団体にあつては、その代表者)が次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- (1) 公の施設の管理を行わせるに当たっての協定を締結する行為能力を有せず、又は破産者で復権を得ないこと。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から4年を経過していないこと(法人以外の団体の代表者が同項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある法人以外の団体の代表者であった場合を含む。)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加することができないこと。
- (4) 小樽市税又は消費税及び地方消費税に滞納があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体(以下「暴力団等」という。)であること又は法人等の代表者若しくは役員が暴力団等の構成員であること。

(申請書)

第3条 条例第4条の規則で定める申請書は、公の施設指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

(添付書類)

第4条 条例第4条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第4条第1号の事業計画書に基づく公の施設の管理に係る収入及び支出の見積書
- (2) 会社概要書、営業経歴書その他の法人等の活動内容及び沿革を明らかにする書類
- (3) 直近2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(これらを作成していない場合にあつては、その他の財務諸表)の写し
- (4) 法人にあつては、法人の登記事項証明書(これを複写したものを含み、提出日前2月以内に交付されたものに限る。)
- (5) 法人以外の団体にあつては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し(これを複写したものを含み、提出日前2月以内に交付されたものに限る。)
- (6) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
- (7) 市長が指定する年又は年度において小樽市税並びに消費税及び地方消費税を納付したことを証明する書類
- (8) 公の施設の管理に当たって資格、免許等を有する者が必要となる場合にあつては、その者が当該資格、免許等を有することを証明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定決定通知書等)

第5条 条例第7条の規定による通知は、指定管理者に指定する者に対しては公の施設指定管理者指定決定通知書(様式第2号)によるものとし、それ以外の申請者に対しては公の施設指定管理者指定結果通知書(様式第3号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平17．7．28規則52）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平18．7．18規則50）

この規則は、公布の日から施行する。

公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

小樽市長 様

申請者

主たる事業所等の所在地

法人等の名称 印

代表者氏名

電話番号

() -

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第 4 条の規定により必要書類を添付して申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 総従業員（構成員）数 [うち当該公の施設の業務に専属して従事することができる従業員（構成員）数]
人 [人]

公の施設指定管理者指定決定通知書

年 月 日

様

小樽市長

印

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者の指定については、下記のとおり貴社（貴団体）を指定することと決定したので、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第7条の規定により通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

公の施設指定管理者指定結果通知書

年 月 日

様

小樽市長

印

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者の指定については、下記のとおり決定し、貴社（貴団体）は指定に至らなかったため、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第7条の規定により通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者に指定する法人等の名称
- 3 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで